

# ねこの飼い主の皆様へ



猫に癒されている人がいる一方で、困っている人もいます。猫の習性や能力を正しく理解しながら、人と良好な関係を保ち、共存できるように管理することが飼い主としての社会的責務といえます。周りの人に迷惑が掛からないよう適正な飼養に努めてください。

## 猫は室内で飼いましょう

令和2年4月から水戸市では条例\*により、猫は屋内で飼うことが定められました。猫を飼っている方にとって、猫は大切な家族であることと思います。愛猫が安心して安全に生活し、近所の人に迷惑を掛けないように室内飼いをしましょう。

\*水戸市動物の愛護及び管理に関する条例

### ●室内飼いの利点は 飼い主にも 愛猫にもあります

- ・糞尿や鳴き声による  
ご近所トラブルが防げる
- ・交通事故やケンカによる  
ケガ・感染症を防げる
- ・行方不明になる心配がない  
…特に去勢をしていないオス猫は、他のオス猫とのケンカで大けがを負って動けなくなったり、ケンカに負けてその地域を追い出され、家に帰れなくなることがあります

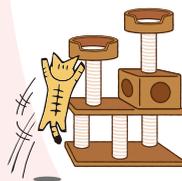


### ●自由に 外に出さないとか わいそう…?



猫は環境を整えれば、  
屋内だけで心身ともに健康に  
過ごすことができる生き物です。

#### 猫の習性に合わせた部屋



- ・トイレや爪とぎの設置
- ・上下運動ができる場所  
(キャットタワー等)
- ・不妊去勢手術による  
発情ストレスの  
削減など

### ●やむを得ず屋外で飼う場合は、次の措置をとる必要があります。

- 猫が繁殖して増えないよう不妊去勢手術をすること
- 飼い主がわかるようにマイクロチップや首輪(名札)を装着すること



お問い合わせ

水戸市動物愛護センター

水戸市河和田町 999

電話番号

☎029-350-3800

受付時間

火～土曜日 8:30～17:15  
(日・月・祝は休み)